

「ふじみ衛生組合リサイクルセンター東棟・北棟改造 工事及び維持管理委託事業」に係るプロポーザル説明会 質疑応答

No.	質問者	質問内容	回答
1	参加者	事前に契約書(案)の開示はあるか。	契約書に添付する仕様書については、本日配布した仕様書を添付する予定。契約書には、契約期間、契約日及び契約金額を記載する。応札金額が、工事請負契約書、維持管理業務委託契約書それぞれに記載される。契約書については、三鷹市の工事と委託の標準約款を使用する予定。こちらについては、必要であればお渡す。また、三鷹市ホームページの契約管理課の場所からPDFでダウンロード可能。
2	参加者	循環型社会形成交付金の話があったが、仮設工事後に控えている新リサイクルセンターの交付金内示を指しているのであって、今回の改造工事については交付金対象ではなく、単費という認識でよろしいか。交付金対象になると、受託者側で書類の作成に時間がかかったり、準備するものが増えるため確認したい。	東棟・北棟改造工事については、交付金の対象事業となるよう手続きを進めている。受託者側に負担がかからないよう、組合としてもバックアップする。
3	参加者	東棟・北棟仕様書の一番最後に、【別紙3】または【別紙4】として、「販売又は再利用可能な機器リスト」があるが、販売せずに産業廃棄物としてスクラップ処理した場合の帰属は、組合と受託者のどちらになるか。	撤去した既存機械設備についての処理費用は、受託者負担とする。
4	参加者	北棟工事の安心カンカンの移設について、移設の時期、手法、工事の時間帯等については、組合から指定があるのか。あるいは、「ここで据え置いていただきたい」という提案も含めてのプロポーザルということなのか。	安心カンカンは組合負担で移設する。移設先の場所、移設時期は提案いただいた中で調整させていただきたい。
5	参加者	東棟・北棟ともに、仕様書のなかでは、一般事項のなかで、「事業者の提案による」と大前提が示されているが、各所に基準値とか、仕様が示されていたり、そのあとに「提案による」と書いたりする。全体としては事業者提案に委ねるが、細目については、「仕様として定めるもの」と、「参考として示すが提案による」という2種類あるものと認識する。そのうえで、東棟・北棟仕様書5ページに、北棟も同様だが、処理方法について記載があるが、これは仕様書のとおり守らなければならないか。あるいは、これについても提案によるものなのか。	公害防止基準等を遵守することを前提として提案していただきたい。なお、成型品のサイズについては、これを守らなければならないものではない。処理方法は提案でよい。